

○名張市工事請負契約約款（契約書の条項） 新旧対照表 （保証有用（契約金額500万以上用））

（朱書き下線部分は、改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>第1条～第3条 略</p> <p>（契約の保証）</p> <p>第4条 略 2～3 略</p> <p>4 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第46条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない</p> <p>5～6 略</p> <p>（権利義務の譲渡等）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 受注者は、工事目的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第38条第3項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。</p> <p>第6条～第20条 略</p> <p><u>（著しく短い工期の禁止）</u></p> <p><u>第21条 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。</u></p> <p>（受注者の請求による工期の延長）</p> <p>第22条 略</p>	<p>第1条～第3条 略</p> <p>（契約の保証）</p> <p>第4条 略 2～3 略</p> <p>4 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第45条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない</p> <p>5～6 略</p> <p>（権利義務の譲渡等）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 受注者は、工事目的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第37条第3項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。</p> <p>第6条～第20条 略</p> <p>（受注者の請求による工期の延長）</p> <p>第21条 略</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(発注者の請求による工期の短縮等) 第23条 略</p> <p>(工期の変更方法) 第24条 略 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日(第22条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が工期変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。</p> <p>(契約代金額の変更方法等) 第25条 略</p> <p>(賃金又は物価の変動に基づく契約代金額の変更) 第26条 略</p> <p>(臨機の措置) 第27条 略</p> <p>(一般的損害) 第28条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第30条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(第53条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。</p> <p>(第三者に及ぼした損害) 第29条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者が</p>	<p>(発注者の請求による工期の短縮等) 第22条 略</p> <p>(工期の変更方法) 第23条 略 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日(第21条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が工期変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。</p> <p>(契約代金額の変更方法等) 第24条 略</p> <p>(賃金又は物価の変動に基づく契約代金額の変更) 第25条 略</p> <p>(臨機の措置) 第26条 略</p> <p>(一般的損害) 第27条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第29条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(第52条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。</p> <p>(第三者に及ぼした損害) 第28条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者が</p>

改正後	改正前
<p>その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第53条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。</p> <p>2～3 略</p> <p>（不可抗力による損害） 第30条 略</p> <p>2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第53条第1項の規定により付された保険等によりてん補されたものを除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であって第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第38条第3項の規定による検査、立会いその他の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち契約代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。</p> <p>5～6 略</p> <p>（契約代金額の変更に代える設計図書の変更） 第31条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第20条まで、<u>第22条、第23条、第26条</u>から第28条まで、<u>前条</u>又は第34条の規定により契約代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、契約代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者</p>	<p>その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第52条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。</p> <p>2～3 略</p> <p>（不可抗力による損害） 第29条 略</p> <p>2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第52条第1項の規定により付された保険等によりてん補されたものを除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であって第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第37条第3項の規定による検査、立会いその他の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち契約代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。</p> <p>5～6 略</p> <p>（契約代金額の変更に代える設計図書の変更） 第30条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第22条まで、第25条から第27条まで、<u>第29条</u>又は第33条の規定により契約代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、契約代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</p>

改正後	改正前
<p>に通知する。 2 略</p> <p>(検査及び引渡し) 第32条 略</p> <p>(契約代金の支払い) 第33条 略</p> <p>(部分使用) 第34条 発注者は、第32条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。 2～3 略</p> <p>(前払金及び中間前払金) 第35条 略 2～5 略 6 受注者は、契約代金額が著しく減額された場合において、受領済の前払金額が減額後の契約代金額の10分の4を超えるときは、契約代金額が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。ただし、この項の期間内に第38条又は第39条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。 7～8 略</p> <p>(保証契約の変更) 第36条 略</p> <p>(前払金の使用等) 第37条 略</p>	<p>2 略</p> <p>(検査及び引渡し) 第31条 略</p> <p>(契約代金の支払い) 第32条 略</p> <p>(部分使用) 第33条 発注者は、第31条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。 2～3 略</p> <p>(前払金及び中間前払金) 第34条 略 2～5 略 6 受注者は、契約代金額が著しく減額された場合において、受領済の前払金額が減額後の契約代金額の10分の4を超えるときは、契約代金額が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。ただし、この項の期間内に第37条又は第38条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。 7～8 略</p> <p>(保証契約の変更) 第35条 略</p> <p>(前払金の使用等) 第36条 略</p>

改正後	改正前
<p>(部分払)</p> <p>第38条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第13条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあつては、当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては、設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する契約代金相当額の10分の9以内の額について、工期中契約書記載の回数を限度として次項から第7号までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、第35条第3項による中間前払金を請求する場合については部分払の請求はできないものとする。</p> <p>2～7 略</p> <p>(部分引渡し)</p> <p>第39条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だつて引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第32条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第33条中「契約代金」とあるのは「部分引渡しに係る契約代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。</p> <p>2 前項の規定により準用される第33条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る契約代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する契約代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第32条第2項の検査の結果を通知した日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p style="padding-left: 40px;">部分引渡しに係る契約代金の額＝指定部分に相応する契約代金の額 ×（1－前払金額／契約代金額）</p> <p>(債務負担行為に係る契約の特則)</p> <p>第40条 略</p>	<p>(部分払)</p> <p>第37条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第13条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあつては、当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては、設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する契約代金相当額の10分の9以内の額について、工期中契約書記載の回数を限度として次項から第7号までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、第34条第3項による中間前払金を請求する場合については部分払の請求はできないものとする。</p> <p>2～7 略</p> <p>(部分引渡し)</p> <p>第38条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だつて引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第31条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第32条中「契約代金」とあるのは「部分引渡しに係る契約代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。</p> <p>2 前項の規定により準用される第32条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る契約代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する契約代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第31条第2項の検査の結果を通知した日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p style="padding-left: 40px;">部分引渡しに係る契約代金の額＝指定部分に相応する契約代金の額 ×（1－前払金額／契約代金額）</p> <p>(債務負担行為に係る契約の特則)</p> <p>第39条 略</p>

改正後	改正前
<p>(債務負担行為に係る契約の前払金及び中間前払金の特則)</p> <p>第41条 債務負担行為に係る契約の前払金及び中間前払金については、第35条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、同条及び第36条中「契約代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定金額（前会計年度末における第38条第1項の契約代金相当額（以下この条及び次条において「契約代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金及び中間前払金の支払いを請求することはできない。</p> <p>2 前項の場合において、契約会計年度について前払金及び中間前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金及び中間前払金の支払いを請求することができない。</p> <p>3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金及び中間前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金及び中間前払金相当分（ 円以内）を含めて前払金及び中間前払金の支払いを請求することができる。</p> <p>4 第1項の場合において、前会計年度末における契約代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定により準用される第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金及び中間前払金の支払いを請求することができない。</p> <p>5 第1項の場合において、前会計年度末における契約代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金及び中間前払金の保証期限を延長するも</p>	<p>(債務負担行為に係る契約の前払金及び中間前払金の特則)</p> <p>第40条 債務負担行為に係る契約の前払金及び中間前払金については、第34条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、同条及び第35条中「契約代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定金額（前会計年度末における第37条第1項の契約代金相当額（以下この条及び次条において「契約代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金及び中間前払金の支払いを請求することはできない。</p> <p>2 前項の場合において、契約会計年度について前払金及び中間前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第34条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金及び中間前払金の支払いを請求することができない。</p> <p>3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金及び中間前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第34条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金及び中間前払金相当分（ 円以内）を含めて前払金及び中間前払金の支払いを請求することができる。</p> <p>4 第1項の場合において、前会計年度末における契約代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定により準用される第34条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金及び中間前払金の支払いを請求することができない。</p> <p>5 第1項の場合において、前会計年度末における契約代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金及び中間前払金の保証期限を延長するも</p>

改正後	改正前
<p>のとする。この場合においては、第36条第3項の規定を準用する。</p> <p>(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)</p> <p>第42条 略</p> <p>2 この契約において、前払金及び中間前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、第38条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。</p> <p style="padding-left: 2em;">部分払金の額 ≤ 契約代金相当額 × 9 / 10</p> <p style="padding-left: 4em;">－ (前会計年度までの支払金額 + 当該会計年度の部分払金額)</p> <p style="padding-left: 4em;">－ { 契約代金相当額 - (前年度までの出来高予定額 + 出来高超過額) }</p> <p style="padding-left: 2em;">× 当該会計年度前払金額 / 当該会計年度の出来高予定額</p> <p>3 略</p> <p>(第三者による代理受領)</p> <p>第43条 略</p> <p>2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の委任状が添付されているときは、当該第三者に対して第33条(第39条において準用する場合を含む。)又は第38条の規定に基づく支払いをしなければならない。</p> <p>(前払金等の不払に対する受注者の工事中止)</p> <p>第44条 受注者は、発注者が第35条、第38条又は第39条において準用される第33条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを求めたにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>のとする。この場合においては、第35条第3項の規定を準用する。</p> <p>(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)</p> <p>第41条 略</p> <p>2 この契約において、前払金及び中間前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、第37条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。</p> <p style="padding-left: 2em;">部分払金の額 ≤ 契約代金相当額 × 9 / 10</p> <p style="padding-left: 4em;">－ (前会計年度までの支払金額 + 当該会計年度の部分払金額)</p> <p style="padding-left: 4em;">－ { 契約代金相当額 - (前年度までの出来高予定額 + 出来高超過額) }</p> <p style="padding-left: 2em;">× 当該会計年度前払金額 / 当該会計年度の出来高予定額</p> <p>3 略</p> <p>(第三者による代理受領)</p> <p>第42条 略</p> <p>2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の委任状が添付されているときは、当該第三者に対して第32条(第38条において準用する場合を含む。)又は第37条の規定に基づく支払いをしなければならない。</p> <p>(前払金等の不払に対する受注者の工事中止)</p> <p>第43条 受注者は、発注者が第34条、第37条又は第38条において準用される第32条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを求めたにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。</p> <p>2 略</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(契約不適合責任) 第45条 略</p> <p>(契約不適合責任期間等) 第45条の2 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第32条第4項又は第5項(第39条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。 2～10 略</p> <p>(損害賠償請求等) 第46条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。 (1)～(2) 略 (3) 第48条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。 (4) 略 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第4条第3項を適用する場合においては、契約代金の10分の3に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。 (1) 第48条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。 (2) 略 3～5 略 6 第2項の場合(第48条第2項第8号及び第10号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当するこ</p>	<p>(契約不適合責任) 第44条 略</p> <p>(契約不適合責任期間等) 第44条の2 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第31条第4項又は第5項(第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。 2～10 略</p> <p>(損害賠償請求等) 第45条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。 (1)～(2) 略 (3) 第47条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。 (4) 略 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第4条第3項を適用する場合においては、契約代金の10分の3に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。 (1) 第47条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。 (2) 略 3～5 略 6 第2項の場合(第47条第2項第8号及び第10号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当するこ</p>

改正後	改正前
<p>とができる。</p> <p>7 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第50条の規定によりこの契約が解除されたとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>8 第33条第2項(第39条において準用する場合を含む。)の規定による契約代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が銀行の一般貸し付け利率を勘案して決定する率で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</p> <p>(公共工事履行保証証券による保証の請求)</p> <p>第47条 [削除]</p> <p>(発注者の解除権)</p> <p>第48条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 正当な理由なく、第45条第1項の履行の追完がなされないとき。</p> <p>(5) 略</p> <p>2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、催告によらず直ちにこの契約を解除することができる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 第50条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。</p> <p>(10) 略</p>	<p>とができる。</p> <p>7 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第49条の規定によりこの契約が解除されたとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>8 第32条第2項(第38条において準用する場合を含む。)の規定による契約代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が銀行の一般貸し付け利率を勘案して決定する率で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</p> <p>(公共工事履行保証証券による保証の請求)</p> <p>第46条 [削除]</p> <p>(発注者の解除権)</p> <p>第47条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 正当な理由なく、第44条第1項の履行の追完がなされないとき。</p> <p>(5) 略</p> <p>2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、催告によらず直ちにこの契約を解除することができる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 第49条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。</p> <p>(10) 略</p>

改正後	改正前
<p>第48条の2 [削除]</p> <p>第48条の3 略</p> <p>(発注者の任意解除権)</p> <p>第49条 発注者は、工事が完成するまでの間は、第48条及び前条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。</p> <p>2 略</p> <p>(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)</p> <p>第49条の2 第48条第1項各号又は同条第2項各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、同条の規定による契約の解除をすることができない。</p> <p>(受注者の解除権)</p> <p>第50条 略</p> <p>(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)</p> <p>第50条の2 略</p> <p>(解除に伴う措置)</p> <p>第51条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の場合において、第35条(第41条において準用する場合を含む。)の規定による前払金及び中間前払金があったときは、当該前払金の額(第38条および第42条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額)を第1前段の出来高部分に相当する契約代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第46条第3項、第48条又は第48条の3の規定によるときにあつては、その余剰額に前払金及び中間前払金の支払い</p>	<p>第47条の2 [削除]</p> <p>第47条の3 略</p> <p>(発注者の任意解除権)</p> <p>第48条 発注者は、工事が完成するまでの間は、第47条及び前条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。</p> <p>2 略</p> <p>(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)</p> <p>第48条の2 第47条第1項各号又は同条第2項各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、同条の規定による契約の解除をすることができない。</p> <p>(受注者の解除権)</p> <p>第49条 略</p> <p>(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)</p> <p>第49条の2 略</p> <p>(解除に伴う措置)</p> <p>第50条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の場合において、第34条(第40条において準用する場合を含む。)の規定による前払金及び中間前払金があったときは、当該前払金の額(第37条および第41条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額)を第1前段の出来高部分に相当する契約代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第45条第3項、第47条又は第47条の3の規定によるときにあつては、その余剰額に前払金及び中間前払金の支払い</p>

改正後	改正前
<p>の日から返還の日までの日数に応じ契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率で計算した額の利息を付した額を、解除が第49条又は第50条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。</p> <p>4～7 略</p> <p>8 第4項前段から第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第46条第3項、第48条又は第48条の3の規定によるときは発注者が定め、第49条又は第50条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。</p> <p>9 略</p> <p>(賠償の予約)</p> <p>第52条 受注者は、第48条の3各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、この契約による契約代金の100分の20に相当する額を支払わなければならない。工事が完成した後も同様とする。</p> <p>2 この契約に関し、第1項に規定する場合に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したとき、受注者は発注者の請求に基づき、前項に規定する契約代金の100分の20に相当する額に加え、契約代金額の100分の10に相当する額を賠償金として支払わなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第48条の3各号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であると判示されているとき。</p> <p>(3) 第48条の3各号に該当する内容で「名張市建設工事等資格停止措置要領」により、資格停止を受け、資格停止措置期間満了後5ヵ年を経過していないとき。</p> <p>(4) 略</p>	<p>の日から返還の日までの日数に応じ契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率で計算した額の利息を付した額を、解除が第48条又は第49条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。</p> <p>4～7 略</p> <p>8 第4項前段から第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第45条第3項、第47条又は第47条の3の規定によるときは発注者が定め、第48条又は第49条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者の取るべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。</p> <p>9 略</p> <p>(賠償の予約)</p> <p>第51条 受注者は、第47条の3各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、この契約による契約代金の100分の20に相当する額を支払わなければならない。工事が完成した後も同様とする。</p> <p>2 この契約に関し、第1項に規定する場合に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したとき、受注者は発注者の請求に基づき、前項に規定する契約代金の100分の20に相当する額に加え、契約代金額の100分の10に相当する額を賠償金として支払わなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第47条の3各号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であると判示されているとき。</p> <p>(3) 第47条の3各号に該当する内容で「名張市建設工事等資格停止措置要領」により、資格停止を受け、資格停止措置期間満了後5ヵ年を経過していないとき。</p> <p>(4) 略</p>

改正後	改正前
<p>3 略</p> <p>(火災保険等) 第53条 略</p> <p>(賠償金等の徴収) 第54条 略</p> <p>(あっせん又は調停) 第55条 略</p> <p>(仲裁) 第56条 略</p> <p>(補則) 第57条 略</p>	<p>3 略</p> <p>(火災保険等) 第52条 略</p> <p>(賠償金等の徴収) 第53条 略</p> <p>(あっせん又は調停) 第54条 略</p> <p>(仲裁) 第55条 略</p> <p>(補則) 第56条 略</p>

○名張市工事請負契約約款（契約書の条項） 新旧対照表 （無保証（契約金額500万円未満用））

（朱書き下線部分は、改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>第1条～第20条 略</p> <p><u>（著しく短い工期の禁止）</u> 第21条 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。</p> <p>（受注者の請求による工期の延長） 第22条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、工期の延長変更を請求することができる。 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、契約代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p> <p>（発注者の請求による工期の短縮等） 第23条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは契約代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p> <p>（工期の変更方法） 第24条 略</p>	<p>第1条～第20条 略</p> <p>（受注者の請求による工期の延長） 第21条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、工期の延長変更を請求することができる。 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、契約代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p> <p>（発注者の請求による工期の短縮等） 第22条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは契約代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p> <p>（工期の変更方法） 第23条 略</p>

改正後	改正前
<p>2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第22条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。</p> <p>（契約代金額の変更方法等） 第25条 略</p> <p>（賃金又は物価の変動に基づく契約代金額の変更） 第26条 略</p> <p>（臨機の措置） 第27条 略</p> <p>（一般的損害） 第28条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第30条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第53条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。</p> <p>（第三者に及ぼした損害） 第29条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第53条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。 2～3 略</p>	<p>2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第21条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。</p> <p>（契約代金額の変更方法等） 第24条 略</p> <p>（賃金又は物価の変動に基づく契約代金額の変更） 第25条 略</p> <p>（臨機の措置） 第26条 略</p> <p>（一般的損害） 第27条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第29条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第52条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。</p> <p>（第三者に及ぼした損害） 第28条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第52条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。 2～3 略</p>

改正後	改正前
<p>(不可抗力による損害)</p> <p>第30条 略</p> <p>2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第53条第1項の規定により付された保険等によりてん補されたものを除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>4～6 略</p> <p>(契約代金額の変更に代える設計図書の変更)</p> <p>第31条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第20条まで、<u>第22条、第23条、第26条</u>から第28条まで、<u>前条</u>又は第34条の規定により契約代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、契約代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>2 略</p> <p>(検査及び引渡し)</p> <p>第32条 略</p> <p>(契約代金の支払い)</p> <p>第33条 略</p> <p>(部分使用)</p> <p>第34条 発注者は、第32条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。</p> <p>2～3 略</p>	<p>(不可抗力による損害)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第52条第1項の規定により付された保険等によりてん補されたものを除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>4～6 略</p> <p>(契約代金額の変更に代える設計図書の変更)</p> <p>第30条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第22条まで、第25条から第27条まで、<u>第29条</u>又は第33条の規定により契約代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、契約代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>2 略</p> <p>(検査及び引渡し)</p> <p>第31条 略</p> <p>(契約代金の支払い)</p> <p>第32条 略</p> <p>(部分使用)</p> <p>第33条 発注者は、第31条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。</p> <p>2～3 略</p>

改 正 後	改 正 前												
<p>第35条 [削除]</p> <p>第36条 [削除]</p> <p>第37条 [削除]</p> <p>第38条 [削除]</p> <p>(部分引渡し)</p> <p>第39条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だつて引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第32条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第33条中「契約代金」とあるのは「部分引渡しに係る契約代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。</p> <p>2 前項の規定により準用される第33条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る契約代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する契約代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第32条第2項の検査の結果を通知した日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p style="padding-left: 40px;">部分引渡しに係る契約代金の額＝指定部分に相応する契約代金の額</p> <p>(債務負担行為に係る契約の特則)</p> <p>第40条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における契約代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">年度</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">年度</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">年度</td> <td>円</td> </tr> </table>	年度	円	年度	円	年度	円	<p>第34条 [削除]</p> <p>第35条 [削除]</p> <p>第36条 [削除]</p> <p>第37条 [削除]</p> <p>(部分引渡し)</p> <p>第38条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だつて引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第31条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第32条中「契約代金」とあるのは「部分引渡しに係る契約代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。</p> <p>2 前項の規定により準用される第32条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る契約代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する契約代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第31条第2項の検査の結果を通知した日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p style="padding-left: 40px;">部分引渡しに係る契約代金の額＝指定部分に相応する契約代金の額</p> <p>(債務負担行為に係る契約の特則)</p> <p>第39条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における契約代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">年度</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">年度</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">年度</td> <td>円</td> </tr> </table>	年度	円	年度	円	年度	円
年度	円												
年度	円												
年度	円												
年度	円												
年度	円												
年度	円												

改正後	改正前
<p>2～3 略</p> <p>第41条 [削除]</p> <p>第42条 [削除]</p> <p>(第三者による代理受領)</p> <p>第43条 略</p> <p>2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の委任状が添付されているときは、当該第三者に対して第33条(第39条において準用する場合を含む。)の規定に基づく支払いをしなければならない。</p> <p>第44条 [削除]</p> <p>(契約不適合責任)</p> <p>第45条 略</p> <p>(契約不適合責任期間等)</p> <p>第45条の2 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第32条第4項又は第5項(第39条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。</p> <p>2～10 略</p> <p>(損害賠償請求等)</p> <p>第46条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。</p> <p>(1)～(2) 略</p>	<p>2～3 略</p> <p>第40条 [削除]</p> <p>第41条 [削除]</p> <p>(第三者による代理受領)</p> <p>第42条 略</p> <p>2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の委任状が添付されているときは、当該第三者に対して第32条(第38条において準用する場合を含む。)の規定に基づく支払いをしなければならない。</p> <p>第43条 [削除]</p> <p>(契約不適合責任)</p> <p>第44条 略</p> <p>(契約不適合責任期間等)</p> <p>第44条の2 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第31条第4項又は第5項(第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。</p> <p>2～10 略</p> <p>(損害賠償請求等)</p> <p>第45条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。</p> <p>(1)～(2) 略</p>

改正後	改正前
<p>(3) 第48条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。</p> <p>(4) 略</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第4条第3項を適用する場合には、契約代金の10分の3に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p>(1) 第48条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>6 第2項の場合（第48条第2項第8号及び第10号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。</p> <p>7 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第50条の規定によりこの契約が解除されたとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>8 第33条第2項（第39条において準用する場合を含む。）の規定による契約代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が銀行の一般貸し付け利率を勘案して決定する率で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</p> <p>（公共工事履行保証証券による保証の請求）</p>	<p>(3) 第47条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。</p> <p>(4) 略</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第4条第3項を適用する場合には、契約代金の10分の3に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p>(1) 第47条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>6 第2項の場合（第47条第2項第8号及び第10号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。</p> <p>7 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第49条の規定によりこの契約が解除されたとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>8 第32条第2項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による契約代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が銀行の一般貸し付け利率を勘案して決定する率で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</p> <p>（公共工事履行保証証券による保証の請求）</p>

改正後	改正前
<p>第47条 [削除]</p> <p>(発注者の解除権)</p> <p>第48条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 正当な理由なく、第45条第1項の履行の追完がなされないとき。</p> <p>(5) 略</p> <p>2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、催告によらず直ちにこの契約を解除することができる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 第50条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。</p> <p>(10) 略</p> <p>第48条の2 [削除]</p> <p>第48条の3 略</p> <p>(発注者の任意解除権)</p> <p>第49条 発注者は、工事が完成するまでの間は、第48条及び前条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。</p> <p>2 略</p> <p>(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)</p> <p>第49条の2 第48条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、同条の規定による契約の解除をすることができない。</p> <p>(受注者の解除権)</p>	<p>第46条 [削除]</p> <p>(発注者の解除権)</p> <p>第47条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 正当な理由なく、第44条第1項の履行の追完がなされないとき。</p> <p>(5) 略</p> <p>2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、催告によらず直ちにこの契約を解除することができる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 第49条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。</p> <p>(10) 略</p> <p>第47条の2 [削除]</p> <p>第47条の3 略</p> <p>(発注者の任意解除権)</p> <p>第48条 発注者は、工事が完成するまでの間は、第47条及び前条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。</p> <p>2 略</p> <p>(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)</p> <p>第48条の2 第47条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、同条の規定による契約の解除をすることができない。</p> <p>(受注者の解除権)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第50条 略</p> <p>(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)</p> <p>第50条の2 略</p> <p>(解除に伴う措置)</p> <p>第51条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 [削除]</p> <p>4～7 略</p> <p>8 第4項前段から第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第46条第4項、第48条又は第48条の3の規定によるときは発注者が定め、第49条又は第50条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。</p> <p>9 略</p> <p>(賠償の予約)</p> <p>第52条 受注者は、第48条の3各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、この契約による契約代金の100分の20に相当する額を支払わなければならない。工事が完成した後も同様とする。</p> <p>2 この契約に関し、第1項に規定する場合に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したとき、受注者は発注者の請求に基づき、前項に規定する契約代金の100分の20に相当する額に加え、契約代金額の100分の10に相当する額を賠償金として支払わなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第48条の3各号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であると判示されているとき。</p>	<p>第49条 略</p> <p>(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)</p> <p>第49条の2 略</p> <p>(解除に伴う措置)</p> <p>第50条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 [削除]</p> <p>4～7 略</p> <p>8 第4項前段から第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第45条第4項、第47条又は第47条の3の規定によるときは発注者が定め、第48条又は第49条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者の取るべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。</p> <p>9 略</p> <p>(賠償の予約)</p> <p>第51条 受注者は、第47条の3各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、この契約による契約代金の100分の20に相当する額を支払わなければならない。工事が完成した後も同様とする。</p> <p>2 この契約に関し、1項に規定する場合に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したとき、受注者は発注者の請求に基づき、前項に規定する契約代金の100分の20に相当する額に加え、契約代金額の100分の10に相当する額を賠償金として支払わなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第47条の3各号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であると判示されているとき。</p>

改正後	改正前
<p>(3) 第48条の3各号に該当する内容で（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する罪）又は談合（第96条の6第2項に規定する罪）の罪に係る確定判決において、受注者が発注者の職員に不正な働きかけを行った旨判示されているとき。</p> <p>3 略</p> <p>（火災保険等） 第53条 略</p> <p>（賠償金等の徴収） 第54条 略</p> <p>（あっせん又は調停） 第55条 略</p> <p>（仲裁） 第56条 略</p> <p>（補則） 第57条 略</p>	<p>(3) 第47条の3各号に該当する内容で（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する罪）又は談合（第96条の6第2項に規定する罪）の罪に係る確定判決において、受注者が発注者の職員に不正な働きかけを行った旨判示されているとき。</p> <p>3 略</p> <p>（火災保険等） 第52条 略</p> <p>（賠償金等の徴収） 第53条 略</p> <p>（あっせん又は調停） 第54条 略</p> <p>（仲裁） 第55条 略</p> <p>（補則） 第56条 略</p>